

貿易をされているお客さまへ

## 外国送金（仕向送金）取引に関するお願い

各金融機関において、マネー・ローンダリングおよびテロリスト資金調達の防止に向け、お客さまより外国送金（仕向送金）を受け付ける際には、厳格な確認をする義務が課されています。

お客さまにおかれましては、お取引内容についてのヒアリングおよび書類の提示につきまして、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、お伺いした内容や、提示していただいた書類については、原則、記録もしくは写しを頂戴いたします。

受け付けしましたご依頼につきましては、ご送金内容の確認に時間が掛かる場合もございますので、外国送金（仕向送金）取組希望日よりもお日にちには十分に余裕を持ったご依頼をお願いいたします。

また、当金庫からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させていただいた内容によっては、お手続きをお断りさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

外国送金（仕向送金）には、以下の書類のいずれかをご提示ください。

ご送金に基づく確認書類参考例	
➤ 商業送り状（COMMERCIAL INVOICE）	
➤ 売買契約書（SALES CONTRACT）	
➤ 請求書（INVOICE）	
➤ 見積書（QUOTATION）	
➤ 仮送り状（PROFORMA INVOICE）	等

上記の書類に該当するものがない場合等、ご提出いただく書類については、個別にご相談ください。

※必要に応じて、ヒアリングやご提示いただく書類を追加する場合がございます。

※なお、当金庫との海外送金は当金庫本支店に円建普通預金口座または円建当座預金口座をお持ちの方に限らせていただいております。

